

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和4年10月3日

秋田市長 穂積 志

1 入札に付する事項

(1) 委託名

秋田公立美術大学附属高等学院自動水栓化修繕

(2) 仕様書

別紙のとおり

(3) 履行場所

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日（水）まで

(5) 次のすべてを満たすことを入札参加要件とします。

ア 秋田市の指定給水装置工事事業者として指定を受けていること。

イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 市税に滞納がある者ではないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

(6) 入札参加申込み

ア 受付期間 令和4年10月3日（月）から令和4年10月11日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前8時45分から午後4時45分まで。

イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術大学附属高等学院 事務室

ウ 提出方法 秋田公立美術大学附属高等学院のホームページから様式をダ

ウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所に提出すること。
(郵送および電送によるものは受け付けない。)

(7) 入札

ア 日 時 令和4年10月20日(木) 午前10時
イ 場 所 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術大学附属高等学院 デッサン室
ウ 入札保証金 免除

(8) 契約日 令和4年10月27日(木) (予定)

2 入札参加申し込みについて

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 実績調書(様式2)

提出期日現在までの業務受注状況が分かるもの(契約書等の写しを添付すること。)

エ 納税証明書(完納証明書) ※納期到来分の市税に未納がないことが分かる証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可)

オ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

※申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可

カ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)

3 入札について

(1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としません。予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項ただし書の規定により、

調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知を送付します。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合があります。その者には非指名通知により、その旨を連絡します。
- (3) 指名通知又は非指名通知については、令和4年10月17日（月）にFAXで送付します。

5 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書は、返却しません。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田公立美術大学附属高等学院 事務室
電話 018-828-4127

秋田公立美術大学附属高等学校
自動水栓化修繕仕様書

1 業務の目的

本業務は、秋田公立美術大学附属高等学校のトイレ等手洗い場の既設水栓を撤去し、新たに自動水栓を取り付ける修繕を行い、感染症への対策を強化するものである。

2 履行場所

秋田市新屋大川町12番3号

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日（水）まで

4 修繕概要

トイレ（立水栓）	19台
普通教室（自在水栓）	3台
<u>廊下（自在水栓）</u>	<u>4台</u>
合計	26台

5 安全管理

- (1) 業務実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに本学院担当者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (2) 業務中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (3) 業務範囲外の機器および工作物に近接して作業する場合は、あらかじめ保安上必要な措置または養生を行い、緊急時の応急処置および対応等について事前協議を行うこと。

- (4) 受注者は、作業が周囲にいる者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害または損害を与えないように万全な安全措置を講ずるとともに、監視人を配置して安全確保に努めること。

6 現場管理

- (1) 受注者は、当該建築物の機能保全と安全確保のため、専門知識を有する技術者および業務に必要な有資格者を派遣し、当該作業に従事させるものとする。
- (2) 本業務にともない、危険物を使用する場合は、事前に本学院担当者の承諾を得たうえで、関係法令を遵守して使用すること。
- (3) 本業務の作業日および作業時間は、午前8時30分から午後4時45分までを原則とし、発注者の業務遂行に支障があるとき、または工程の都合上やむなく午後4時45分を過ぎての施工が必要なときは、本学院担当者と協議のうえ、許可を得てから他の時間帯に行うものとする。
- (4) 受注者は、業務関連の物品等について、業務終了まで保管責任を負うものとする。

7 負担

- (1) 業務上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者の負担とする。
- (2) 作業中に損害が生じた場合は、以下のとおりとする。
- ア 目的物の引渡し前に、目的物または材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その被害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。
- イ 施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

8 事前調査

- (1) 受注者は業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握のうえ、着手すること。
- (2) 工程および作業内容等について本学院担当者と十分な打合せを行い、承認を得てから実施すること。

9 業務の完了

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書に、複数枚の修繕前写真および同角度の完成写真を1部添えて提出すること。
- (2) その他必要とする書類として、次の書類を1部提出すること。
 - ア 修繕記録写真帳
 - イ 使用材料の品質証明書
- (3) 本学院担当者は、業務が完了したときは、速やかに現場確認を行い、完了を認めた場合は、指定する検査員へ検査依頼すること。

10 疑義

業務実施に当たって疑義が生じた場合は、市担当者と協議し、その指示に従うものとする。

名 称	品質、形状寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
秋田公立美術大学附属高等学院自動水栓化修繕						
内 訳 明 細 書						
秋田公立美術大学附属高等学院						
I 修繕価格						
立水栓用自動水栓取替	ミナミサワ SS3RV	19	台			
自在水栓用自動水栓取替	ミナミサワ SS3R-HU	7	台			
諸経費	消耗品・雑材・運搬費等	1	式			
計 I						
II 消費税等相当額	10%					
III 修繕費	I + II					